

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の335（現行100分の340）に改正するものである。

第 2 施行期日

この条例は、公布の日（一部令和3年4月1日）から施行するものとする。

議提議案第四号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和二年十一月二十日

提出者

津村 衛
稲垣 昭義
小林 正人
村林 聡
長田 隆尚
三谷 哲央
津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年
三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十、十二 月に支給する場合においては百分の百六 十五を乗じて得た額に、一般職に属する職 員の期末手当の支給の例により一定の割 合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、死亡等によりその 職を離れた日現在）において支給すべき議 員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四 十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支 給する場合においては百分の百七十、十二 月に支給する場合においては百分の百七 十を乗じて得た額に、一般職に属する職員 の期末手当の支給の例により一定の割合 を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p>	<p>第九条（略）</p>

<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和2年定例会 11月定例会 請願（陳情）受理状況一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	6							
継続分								
計	6							

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
総務地 域連携	請 20	国に対し「消費税率を5%に引き下げを 求める意見書」の提出を求めることについて	津市海岸町 12-10 三重県商工団体連合会 山口謙治 ほか9名	山本 里香 稲森 稔尚	

資料2

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
環境生 活農林 水産	請 21	私学助成について	津市上浜町一丁目 293 番地の 4 三重県私立高等学校・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか 20 名	川口 円 山本佐知子 藤根 正典 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄	
環境生 活農林 水産	請 22	花きの振興に関する県の施策の充実強化 を求めることについて	松阪市上蛸路町 490 番地 三重緑創会 森戸 勝美 ほか 5 名	川口 円 平畑 武 山本佐知子 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	備 考
医療保 健子ど も福祉 病院	請 23	高齢者福祉介護事業者の持続可能性の確保に向けた支援等を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古	石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 藤根 正典 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	備 考
教育警 察	請 24	安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を要望することについて	桑名郡木曾岬町大字小和泉 75 番地 服部 英二夫 ほか 7 名	川口 円 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄 三谷 哲央	
	請 25	あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を求めることについて	津市一身田町 742 常磐井 鸞猷 ほか 3,006 名	川口 円 田中 智也 藤根 正典 山本 里香 稲森 稔尚 舟橋 裕幸 三谷 哲央	

(陳情)

なし

11月26日の議事予定

議会運営委員会

開 議

- 諸報告
- ・ 議案並びに議提議案の配付について
 - ・ 人事委員会意見書の配付について
 - ・ 請願の受理件数及び付託について
 - ・ 予算に関する説明書の正誤表の配付について

日程第1 議案第186号から議案第195号まで
〔提案説明〕

日程第2 議提議案第4号
〔提案説明〕

(休憩) 議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会

- 諸報告
- ・ 人事委員会意見書の配付について

日程第3 議案第145号から議案第195号まで
〔質疑、委員会付託〕

日程第4 請願の特別委員会付託の件

休会の件

散 会

環境生活農林水産分科会、戦略企画雇用経済分科会、教育警察分科会

防災県土整備企業分科会、総務地域連携分科会、医療保健子ども福祉病院分科会

予算決算常任委員会理事会

予算決算常任委員会

議会運営委員会

広聴広報会議

11月30日の議事予定

開 議

諸報告 ・付託議案審査報告書の提出について

日程第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

日程第2 議案第186号から議案第195号まで

〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3 議提議案第4号

〔採決〕

休会の件

散 会

1 2月2日の議事予定

開 議

諸報告 ・ 例月出納検査報告書の配付について

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会

1 2月4日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

休会の件

散 会